

## 小松都市計画区域区分の変更 (石川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」変更する。
2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口		102,790人	97,330人
市街化区域内人口		69,260人	70,140人
配分する人口		—	69,260人
保留する人口		—	520人
(特定保留)		—	0人
(一般保留)		—	520人

### 理 由

小松都市計画区域では、土地区画整理事業等による計画的な面整備が確実となった段階で市街化区域に編入する特定保留地区が2地区設定されている。

今回、その2地区の打越地区及び向本折地区において、計画的な市街地整備の実施が確実となったため、当該地区を市街化区域に編入しようとするものである。

## (参考)

### 1. 都市計画区域の概要

小松都市計画は、小松市の一部からなる都市計画であり、都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模（最終変更 R3.1）

（単位：ha）

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
小松市	37,113	12,759	2,263	10,496

### 2. 変更方針

令和2年度の第6回一斉見直し時においては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の決定に伴い人口フレームの変更を行っているが、市街化区域内人口の目標値に相当する面積すべてを具体的な市街化区域として設定せず、人口フレームの一部を保留している。この保留フレームの範囲内において、増加する人口・世帯数に対応すべく住宅地を供給するため、具体的な市街地開発事業等の面整備の実施が確実となった時点で、当該地区を市街化区域に編入できるものとしている。

今回、打越地区(A=22.1ha)及び向本折地区(A=4.3ha)において土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったため、市街化区域に編入しようとするものである。

### 3. 変更の内容

(1) 人口

（単位：千人）

前回計画（第6回見直し）				今回計画（随時見直し）			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域		行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成27年	106.9	102.8	69.3	平成27年	106.9	102.8	69.3
令和12年	100.5	97.3	(1.8) 70.1	令和12年	100.5	97.3	(0.5) 70.1

(注1) 市街化区域の令和12年人口には保留人口を含む。(注2) ( ) 数字は保留された人口

(2) 面積及び人口密度

行政 区域	都市計画 区 域	変更前 市街化 区 域	今回変更面積			変更後 市街化 区 域	保留され た 区 域	可住地 人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
37,113	12,759	2,263	26	0	26	2,289	0	49

(3) 市街化区域編入予定箇所

市町名	番号	地 区 名	面積 (ha)	土地利用	編 入 理 由
小松市	1	打越地区	22.1	住居系	住宅需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)
小松市	2	向本折地区	4.3	住居系	住宅需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)